

## 明治期滋賀県における自署率調査

八 鋏 友 広\*

本稿の目的は、日本におけるリテラシーの歴史に関する基礎的な研究の一環として、明治期におこなわれた滋賀県における自署率調査に関して、調査の過程および調査結果の概要について示すことである。ここで「自署率調査」と呼んでいるものは、「自己の姓名を記し得る者」についての調査の事である。自署率調査については、滋賀県を含むくつかの県がおこなっており、その一部が『文部省年報』に掲載されている。本稿では、『滋賀県学事年報』をはじめとする滋賀県側資料により、滋賀県における調査の概要、および県内におけるより詳細な自署率調査の結果について検討するものである。

**キーワード：識字、リテラシー、滋賀県、明治期、教育史**

### はじめに

明治期における自署率調査は、滋賀県、岡山県、鹿児島県、群馬県、青森県などでおこなわれ、その一部が『文部省年報』に掲載されている。これらは、『陸軍省統計年報』における「壮丁教育程度検査」となっており、近代日本の識字状況を知り得る数少ない資料のひとつといえる。自署率調査は、一定年齢以上(多くは6歳以上)の全住民(地域によっては年齢制限のない全住民)を対象としておこなわれた調査結果であり、この点で、20歳の男子のみを対象とする壮丁教育程度検査よりも、調査の包括性に富んでおり、特定のコーホートだけでなく、一定地域の全体的な識字状況の一端を知り得る重要な資料といえる。

この明治期の自署率調査については、すでに多くの言及がなされている<sup>1</sup>。また、『文部省年報』に掲載されていない同様の調査事例についても研究がなされるようになってきている。山口県玖珂郡や、和歌山県の一部地域における調査事例などである<sup>2</sup>。とくに、和歌山県においては、姓名自記に関する調査だけでなく、文通の可否についての調査もおこなわれており、両者の関係を知り得る点でも有益な調査事例といえる<sup>3</sup>。

いうまでもなく、自己の姓名を自記しえるということがなにを意味するのかは明らかではない。そのなかには、多様な識字能力の保持者が含まれていたと考えられる。あるいは、単に姓名を自記

---

\*教育学研究科 教授

しえるだけの人が含まれていた可能性も排除はできない。したがって、この調査結果をもって単純に識字率を示すものとみなすことはできないであろう。本稿においてこれを、自署率と呼称する所以である。また、実際の調査過程も不明であり、どの程度正確な調査結果であるかもわからないというのが実情である。その意味で、きわめて制約性の強い資料であるといわざるを得ない。しかしそれにもかかわらず、現時点では、当時の識字状況の一端を、ある程度の地域的な広がりをもって知る手掛かりとなる数少ない資料であることには違いない。資料の制約性を十分に理解しながら、その調査過程をできるだけ実証的に解明しておくことが、リテラシーに関する歴史研究に求められる課題といえるだろう。

本稿においては、以上のような観点から、明治期の自署率調査のなかでも、もっとも長期的に行なわれ、また一部の郡における村単位の調査結果も残されている滋賀県の事例について、調査の過程およびその結果について、現時点で明らかになっていることを示すこととしたい。

## 1. 自署率調査についての滋賀県令達

滋賀県における自署率調査の性格を知るために、まず、これがなにを目的に誰の命により実施されたものであるのかについて検討しておこう。以下、既発表のものと重複する部分もあるが、調査の全体像を知るために関係する資料をできるかぎり紹介しておきたい。

滋賀県における自署率調査は、『文部省年報』にも掲載されるものの、基本的には滋賀県が独自におこなったものであった。滋賀県が発した布達書のなかに、自署率調査の項目をみることができるのである。以下、まずこれらを示してみよう。

滋賀県庁文書「明治十年 本県丙号達 参」<sup>4</sup>中の「学事年報条例」第十一条に「同表第二十項姓名ヲ自記スルモノ同第二十一項姓名ヲ自記シ能ハサルモノ八年ノ老若ニ拘ハラスト雖トモ六歳以上ノモノタル可シ」とあるのが命令の初出である。なお別表は、「第 一番中学区 郡」と、中学区別郡別に記載するものとなっており、その第廿項に「自己ノ姓名ヲ自記シ得ルモノ」を、第廿一項に「自己ノ姓名ヲ自記シ得サルモノ」を、それぞれ男女別に書き上げることとなっている。

同様の達が滋賀県庁文書のなかにいくつかみられる。まず「明治十一年 丙号達号書」<sup>5</sup>には、「学事年報条例」の「附録 製表心得」第十条に前年度同文が掲載されている。別表も前年同様、郡単位で記載するものとされている。

次に「明治十三年 乙号達編纂」<sup>6</sup>の「学事年報編製心得」第七条にも、「自己ノ姓名を自記シ得ルモノ及自記シ得サルモノ八年ノ老若ニ拘ハラスト雖モ六歳以上ノモノタルベシ」と記している。

「明治十七年 本県丙号布達 全」<sup>7</sup>には、「丙第百十二号」として、滋賀県令中井弘の名前により、明治17年12月8日付けで、郡役所、学務委員幹事および学務委員に宛て、「明治十七年学事年報調査ニ付、該罫表八種本県学務課ヨリ配布候条、各項ノ計数を記入シ且左ニ開列ノ諸件ヲ詳録シ、郡役所ニ於テ毎郡之ヲ整理シ、来明治十八年二月限り可差出、此旨相達候事」と命じている。また「学事年報分類」中において、「満六歳以上ノ男女ニシテ自己ノ姓名ヲ記シ得ルモノト記シ得サルモノトノ區別但男女を区別スヘシ」と記している。

「明治十九年 本県乙号達」<sup>8</sup>においても、明治19年1月13日付け「乙第四号」において、滋賀県令中井弘の名により、郡役所および戸長役場宛に「学事年報取調条項并諸表様式自今左ノ通相定候条、曆年ノ調査ニ拠リ一郡毎ニ取纏メ翌年二月限可差出、此旨相達候事」と命じている。「取調条項」のうち、「満六年以上ノ者ニシテ姓名ヲ記シ得ルモノト記シ得サルモノノ員数但男女を区別スヘシ」とある。

以上のように、自署率調査は、滋賀県令により各郡役所、学務委員あるいは戸長役場などに命じられたものであり、学事年報作成の一環として実施されたものであることがわかる。文部省から提出を求められていた学事年報には自署率の項目は存在しておらず、滋賀県が独自にこの項目を付加して学事年報の調査をおこなったものである。また学事年報調査の一環であることから、これが教育の普及度を測定することを目的としておこなわれたものであることがわかる。後述するように、この点は当時の文部省においても同様の認識であった。

以上の様な学事年報作成にあたって自署率の調査を命じた滋賀県の布達は、民間において刊行された書籍類においても確認することができる。以下、これまで筆者が確認し得た書籍について示しておこう。

まずは『現行滋賀県布令類纂』をあげることができる<sup>9</sup>。明治15年に著作権免許となったこの『現行滋賀県布令類纂』は、当初は一卷本の予定であったものと思われるが、その後、第二巻～第四巻が発行され、さらに、それらを第一編として第二編～第五編（各編それぞれ上・下二巻）が刊行されたようである。近代デジタルライブラリーに、このうちの第三編上巻をのぞく11冊が掲載されている。奥付によれば、同書の著作者兼発行者は「滋賀県平民 田中知邦」とされているが、第一巻の緒言末尾に「滋賀県甲賀郡長 田中知邦 誌」とあり、郡長の立場にあった人物が編纂刊行したものであることがわかる。なおこの緒言には、同書刊行の経緯について、官省の告達を編修して梓行されたものは数種あるが、府県の布達を類別編纂したものはいまだなく、滋賀県も創置されて数十年を経過しており、布令も多数にのぼることから、敦賀郡長であった時代より彙輯してきたものを刊行するものであると記している。

同書の第五編下巻(明治24年刊行)には、第六百六十四条として、「学事年報取調条項并諸表様式」が掲載されており、「(参考)明治十九年一月十三日滋賀県乙第四号達郡役所戸長役場へ」と記されている。これ以後の記述は、先に示した滋賀県庁文書「明治十九年 本県乙号達」と同文であり、六歳以上の姓名自記に関する指示も大同小異である。

次に、『滋賀県現行教育法規 下編』をあげることができる<sup>10</sup>。上下二巻本のひとつである。いずれも明治24年の刊行であり、大津町の開春堂が発行元となっている。「編輯兼発行者」は同じく大津町原田義圓であるが、詳細は不明である。上下巻とも、教育に係る法律勅令省令県令などを収めたものである。上巻には政府の発令を、下巻は滋賀県の令達を収めている。この下巻のなかに、明治19年12月20日付け「県令乙第七十七号」が収録されている。郡役所あてに「学事年報取調条項并諸表様式自今別冊ノ通相定ム、曆年ノ調査ニ拠リ翌年一月限差出スヘシ」とする令達であり、つづく「別冊」において、「学事年報取調条項」の1項目として、「満六年以上ノ者ニシテ自己ノ姓名ヲ記

シ得ル者ト記シ得サル者トノ區別」が列挙されている。

『現行滋賀県令達全書』にも、同様の記述がみられる<sup>11</sup>。「発行編輯兼印刷者」として、奥付に、滋賀県栗太郡草津町の福島耕の名前があり、印刷所も同じ草津町の福島刷工場となっているが、これらの詳細は不明である。明治30年の刊行であるが、表紙に「明治二十八年自七月至十二月分」とあり、明治28年下半年における滋賀県の令達類を編纂したものである。このなかに、明治28年11月23日付け「滋賀県訓令第四十七号」がみえる。これは、明治25年12月付け滋賀県訓令第231号で定めた学事年報取調条項、及び諸表様式を左の通り改正するというものである。学事年報取調条項本文につづいて諸表様式が示されているが、「何郡学事年報丙号表」として、「四 満六年以上ニシテ自己ノ氏名ヲ記シ得ル者ト得サル者トノ區別表（明治何年）」と、自署率調査に関する様式が掲載されている。これらから、自署率調査に関する滋賀県の令達が、明治25年、28年にもおこなわれており、郡ごとに調査結果を報告することとなっていたことが確認される。

以上のように、滋賀県が、継続的に「姓名自記」に関する調査をおこなうことを令達していたことが、滋賀県庁文書および滋賀県の発した令達類を編纂した書籍から確認することができるのである。

このようにして集計された結果は文部省にも報告され、すでに述べたように『文部省年報』にもその一部が掲載されることとなる。その際文部省は、滋賀県のこの調査について、「全国文化ノ現況ヲ審察シテ教育ノ及不及ヲ徴知スル」<sup>12</sup>上で、あるいは「人民教育ノ有無ヲ調査シ全国文運ノ進度ヲ知ル」<sup>13</sup>上で重要なものであるとの認識を示している。また、このような調査は施政上においても最も緊要なものであり、欧米各国においてもおこなわれているものであるが、諸般の事情から文部省として実施できないできたものであるとも述べ、とくに継続的に調査を実施してきた滋賀県の調査に言及している<sup>14</sup>。自署率調査は、学事年報調査の一環として実施されたいたものであり、滋賀県としても学事の進捗に主たる関心があったものと考えられるが、その調査結果には、文部省も注目していたことがわかる。『文部省年報』第12年報（一冊）では、滋賀県・鹿児島県二県の自署率調査に言及して、「他ノ府県ニ於テモ何等ノ実況アリヤ亦其調査アランコトヲ企望スルナリ」<sup>15</sup>としており、この調査に対する文部省の関心がきわめて高いものであったことが示されている。

以上から、自署率調査の目的は、識字能力の分布をみることによって教育の普及度を確認することであり、文部省としてもこの必要を認めつつ実施にいたらなかったものを、滋賀県などのいくつかの県において自主的におこなわれていたものであることがわかるのである。

## 2. 各郡における調査の実施

滋賀県庁の令達により、自署率調査が実施されることとなるが、これらは、具体的にはどのようにして実施されていくのだろうか。前項においてみたように、自署率調査は学事年報調査の一環として郡ごとに報告することとされていた。後述するように、『滋賀県学事年報』には、実際に郡単位で集計された調査結果が掲載されているものがあり、郡役所が、各町村の調査結果をとりまとめて滋賀県庁に提出したものであることがわかる。各町村では、学務委員あるいは戸長などがこの調査にあたったと思われる。

滋賀県内の自治体史のなかには、各村における自署率調査について記載しているものがある。これにより、調査過程の一端を知ることができる。『山東町史 本編』には、明治14年に梓河内村から提出された学事年報報告が記されている<sup>16</sup>。それによれば、同報告は、梓河内村学務委員であった山崎喜八・保正金蔵、および戸長の岩根源弥によってなされたものであった。このなかに、「自己<sup>(ママ)</sup>の姓名ヲ記シ得ル者 三四五人 内男二六四人 女八一人」「自己ノ姓名ヲ記シ得サル者 二〇一人 内 男一二人 女一八九人」との記載がみえる<sup>17</sup>。男子自署率95.65%、女子自署率30.00%、男女自署率63.19%という結果である。以上から、学務委員および戸長が村内の調査結果のとりまとめと上申をおこなっていたことがわかる。提出先は郡役所であったと思われる。

同様の記述が、『近江 愛知川町の歴史 第二巻』にもみられる。乗蓮寺文書のなかに、豊野学校が識字率について調査した報告書が残っているとして、次のような調査結果を紹介している<sup>18</sup>。

愛知郡第三十七小学区

豊野学校

- 一 自己ノ姓名ヲ記シ得ル者 男 二百三十四人
- 一 自己ノ姓名ヲ記シ得ル者 女 百四十六人
- 一 自己ノ姓名ヲ記シ得サラン者 男 十九人
- 一 自己ノ姓名ヲ記シ得サラン者 女 七十人

右之通り取調候義此段被可申伝候也<sup>(ママ)</sup>

右校学務委員

代理 満寫甚兵衛 印

文書の宛先等は不明であるが、姓名自記の可否に関して学務委員代理たる満寫が調査した結果を役所に提出したものであると思われる。これも、各村における調査過程の一端を今日に伝えるものといえる。調査対象は、同書によれば、豊野学校区内の東円堂村・平居村・畑田村・刈間村であり、このほか豊満村が含まれていた可能性があるとされている<sup>19</sup>。同地区の自署率は、男子92.49%、女子67.59%、男女81.02%であった。

『草津市史 第六巻』は、山田小学校所蔵「山田小学校沿革誌」から豊栄小学校時代の沿革を紹介しているが、このなかに、明治16年3月に栗太郡長に進達した学事年報が含まれている。同学区学務委員であった寺田三右衛門・岸本岩次郎の名によって提出されたものである。自署率調査に関連する部分は、次のとおりとなっている<sup>20</sup>。

- 一、自己ノ姓名ヲ記シ得ルモノト記シ得サルモノトノ區別
- 自己ノ姓名ヲ記シ得ルモノ男五百三十七名・女八十五名
- 自己ノ姓名ヲ記シ得サルモノ男三十七名・女四百五十名

これは、豊栄小学校管内であった南山田村・御倉村の明治15年における自署率調査の結果である。自署率は、男子93.55%、女子15.89%、男女56.09%となる。

なお、『草津市史 第三巻』にも、自署率調査についての言及がある。老上小学校所蔵「老上小学校沿革誌」を引きながら、野路村の自署率について、「明治二年に行われた野路の調査で、自己の姓名を書けるものが、男子四〇七人(男子総数の七三・八パーセント)であったのに対して、女子は一五〇人(女子総数の三六・〇パーセント)にすぎなかった」と記している<sup>21</sup>。

以上のように、各村では、学務委員などが中心となって調査をおこない、その結果を各郡役所に提出していたのであった。このようにして提出された調査結果は、郡役所において取りまとめられたはずである。この郡役所におけるとりまとめの過程がわかるものとして、伊香郡役所文書をあげることができる。江北図書館が所蔵していた膨大な伊香郡役所文書のなかに、「明治三十二年 学事年報材料書」という簿冊がある<sup>22</sup>。表題からも、滋賀県庁に提出する学事年報のとりまとめをおこなうためのものであることがわかるが、内容は、明治32年1月付けで伊香郡各村村長から伊香郡長鳥居英太郎宛に提出された学事年報調査報告書を綴じたものである。このなかに「甲第十四号表」として、「満六年以上ノ者ニシテ自己ノ氏名ヲ記シ得ル者ト得サル者トノ区別表」が掲載されているのである。明治31年における郡内各村の自署率を調査したものである。調査結果については、拙稿を参照いただきたい<sup>23</sup>。ここでは、滋賀県における自署率調査が、学事年報調査の一環として、明治31年まで継続しており、また、これに対する各村村長名による報告書の提出がなされていたことを確認しておきたい。

残念ながら、各村において実際にいかなる調査がおこなわれたのかについて知り得る資料は現時点で確認されていない。しかしながら、滋賀県庁の令達に対し、各村から実際に報告がなされていることが確認され、また調査結果の一部が村に残されている場合もあることもわかった。これらのことからみて、各村において調査が実際におこなわれたと考えてよいであろう。調査結果の信憑性については、なお一定の留保が必要と思われるが、ある程度の実情を反映していたと考えることが許されるのではないかと思われる。

### 3. 『文部省年報』における自署率統計

滋賀県による自署率調査の結果は、『文部省年報』にも掲載されることとなる。『文部省年報』には、前述のとおり、滋賀県だけでなく岡山県、鹿児島県などいくつかの県の自署率調査が掲載されているが、以上の概要については、これまでも多くの論者が紹介しており、筆者もすでに別稿において述べたところであるので、それらを参照いただきたい<sup>24</sup>。ここでは、滋賀県に限定して、あらためて『文部省年報』に掲載される集計結果について検討しておきたい。

『文部省年報』第5年報から第21年報の各号に掲載された滋賀県の自署率調査の結果は、表1のとおりである。またそれぞれの比率を表2に示した。

表1 『文部省年報』における滋賀県自署率調査(実数)

| 年次   |      | 自署可    |        |        | 自署不可  |        |        |
|------|------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 和暦   | 西暦   | 男子     | 女子     | 合計     | 男子    | 女子     | 合計     |
| 明治10 | 1877 | 260793 | 116165 | 376958 | 37073 | 183523 | 220596 |
| 明治11 | 1878 | 267542 | 128010 | 395552 | 36525 | 172184 | 208709 |
| 明治12 | 1879 | 276461 | 146347 | 422808 | 39628 | 164177 | 203805 |
| 明治13 | 1880 | 273822 | 152648 | 426470 | 46465 | 156691 | 203156 |
| 明治14 | 1881 | 236893 | 124920 | 361813 | 33837 | 138995 | 172832 |
| 明治15 | 1882 | 245428 | 135126 | 380554 | 25510 | 134333 | 159843 |
| 明治16 | 1883 | 249643 | 150360 | 400003 | 25315 | 120904 | 146219 |
| 明治17 | 1884 | 260616 | 158722 | 419338 | 23871 | 112582 | 136453 |
| 明治18 | 1885 | 261984 | 163068 | 425052 | 28658 | 115712 | 144370 |
| 明治19 | 1886 | 256635 | 146719 | 403354 | 26753 | 122009 | 148762 |
| 明治20 | 1887 | 233834 | 144703 | 378537 | 34615 | 125872 | 160487 |
| 明治21 | 1888 | 252918 | 167153 | 420071 | 30237 | 117448 | 147685 |
| 明治22 | 1889 | 259789 | 178025 | 437814 | 32184 | 94927  | 127111 |
| 明治23 | 1890 | 232228 | 166518 | 398746 | 31132 | 105211 | 136343 |
| 明治24 | 1891 | 245175 | 169517 | 414692 | 30677 | 108825 | 139502 |
| 明治25 | 1892 | 251153 | 177476 | 428629 | 32943 | 97347  | 130290 |
| 明治26 | 1893 | 259197 | 186354 | 445551 | 38632 | 92259  | 130891 |

- (1) 『文部省年報』第5年報～第21年報により作成。  
 (2) 数字は、六歳以上の住民のうち、自署可能な者と可能でない者の数。  
 (3) 明治13年までの数値には、当時滋賀県に属していた現在の福井県の一部が含まれる。

表2 『文部省年報』における滋賀県自署率調査(率)

| 年次   |      | 自署可    |        |        | 自署不可   |        |        |
|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 和暦   | 西暦   | 男子     | 女子     | 合計     | 男子     | 女子     | 合計     |
| 明治10 | 1877 | 87.55% | 38.76% | 63.08% | 12.45% | 61.24% | 36.92% |
| 明治11 | 1878 | 87.99% | 42.64% | 65.46% | 12.01% | 57.36% | 34.54% |
| 明治12 | 1879 | 87.46% | 47.13% | 67.48% | 12.54% | 52.87% | 32.52% |
| 明治13 | 1880 | 85.49% | 49.35% | 67.73% | 14.51% | 50.65% | 32.27% |
| 明治14 | 1881 | 87.50% | 47.33% | 67.67% | 12.50% | 52.67% | 32.33% |
| 明治15 | 1882 | 90.58% | 50.15% | 70.42% | 9.42%  | 49.85% | 29.58% |
| 明治16 | 1883 | 90.79% | 55.43% | 73.23% | 9.21%  | 44.57% | 26.77% |
| 明治17 | 1884 | 91.61% | 58.50% | 75.45% | 8.39%  | 41.50% | 24.55% |
| 明治18 | 1885 | 90.14% | 58.49% | 74.65% | 9.86%  | 41.51% | 25.35% |
| 明治19 | 1886 | 90.56% | 54.60% | 73.06% | 9.44%  | 45.40% | 26.94% |
| 明治20 | 1887 | 87.11% | 53.48% | 70.23% | 12.89% | 46.52% | 29.77% |
| 明治21 | 1888 | 89.32% | 58.73% | 73.99% | 10.68% | 41.27% | 26.01% |
| 明治22 | 1889 | 88.98% | 65.22% | 77.50% | 11.02% | 34.78% | 22.50% |
| 明治23 | 1890 | 88.18% | 61.28% | 74.52% | 11.82% | 38.72% | 25.48% |
| 明治24 | 1891 | 88.88% | 60.90% | 74.83% | 11.12% | 39.10% | 25.17% |
| 明治25 | 1892 | 88.40% | 64.58% | 76.69% | 11.60% | 35.42% | 23.31% |
| 明治26 | 1893 | 87.03% | 66.89% | 77.29% | 12.97% | 33.11% | 22.71% |

- (1) 『文部省年報』第5年報～第21年報により作成。  
 (2) 数字は、六歳以上の住民のうち自署可能な者と可能でない者の比率。  
 (3) 明治13年までの数値には、当時滋賀県に属していた現在の福井県の一部が含まれる。

以上の表における数値は、『文部省年報』の各号に掲載される調査結果を示したものであるが、このうち、明治13年までの数値には、それまで滋賀県に属していた現在の福井県の一部の数値も含まれている。『文部省年報』第9年報(一冊)は、滋賀県の自署率調査結果を掲げた後、前号までであった前年比較を掲載していない理由として「若狭地方ノ福井県管轄ニ属セシニ由ル」と記している<sup>25</sup>。正確には、明治9年敦賀県廃止の後、若狭一国と越前国敦賀郡が、明治14年に福井県が設置されるまでの間、滋賀県に帰属したものであり、若狭国と越前国の一部も含まれている<sup>26</sup>。

なお、『文部省年報』第11年報(一冊)には、各号に掲載されるものとは別に、明治10年から明治16年までの滋賀県自署率調査の結果が掲載されている<sup>27</sup>。この内容について特段の記載が見あたらないが、このうち明治10年から明治13年までの分は、各号に掲載されているものと数値が異なっている。これは、各号に掲載されてきたものから近江国部分のみを取り出して集計したものであるためと思われる。後述するように、『滋賀県学事年報』第5年報～第7年報には、旧国別の自署率調査結果が掲載されているが、このなかの近江国分と『文部省年報』第11年報に掲載される過年度データを比較するために、表3に『文部省年報』第11年報(一冊)を、表4に『滋賀県学事年報』のうち近江国部分を示してみた。ごく一部を除き基本的に一致することがわかる<sup>28</sup>。したがってこの過年度データは、福井県地域分離の後、滋賀県分のみを比較するために掲載されたものと考えられる<sup>29</sup>。

表3 『文部省年報』第11年報(一冊)における滋賀県自署率調査

| 年代   |      | 自署可    |        |        | 自署不可  |        |        |
|------|------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 和暦   | 西暦   | 男      | 女      | 男女     | 男     | 女      | 男女     |
| 明治10 | 1877 | 226471 | 100917 | 327388 | 27326 | 155778 | 183104 |
| 明治11 | 1878 | 230540 | 111484 | 342024 | 28531 | 145449 | 173980 |
| 明治12 | 1879 | 233609 | 126687 | 360296 | 31586 | 132274 | 163860 |

『文部省年報』第11年報(一冊)より。『滋賀県学事年報』と比較可能年次のみ。

表4 『滋賀県学事年報』における近江国自署率調査

| 年代   |      | 自署可    |        |        | 自署不可  |        |        |
|------|------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 和暦   | 西暦   | 男      | 女      | 男女     | 男     | 女      | 男女     |
| 明治10 | 1877 | 226471 | 100927 | 327398 | 27326 | 155778 | 183104 |
| 明治11 | 1878 | 230540 | 111484 | 342024 | 28531 | 145449 | 173980 |
| 明治12 | 1879 | 233609 | 126687 | 360296 | 31586 | 132274 | 163860 |

『滋賀県学事年報』第5～第7年報より。

さて、以上のうち表2に注目してみれば、滋賀県においては、明治10年の段階で男子の自署率は90%に接近していたことがわかる。男子のほとんどの者が、自己の姓名を記す程度の識字力を有していたのである。調査対象が6歳以上の全住民であったこと、また調査時期が明治10年という、学制発布後5年後のことであるということ考えれば、これは近代学校教育によってもたらされたものではなく、近代以前においてすでに近似した状況にあったと考えるほうがよいであろう。自署レベルの識字能力の分布は、男子においてはほぼ飽和していたこともあり、近代学校制度の導入後も、



急激には変化しない状況に達していたことがわかる。

女子の自署率は、男子に比較してかなり低い。これは、他の地域でも一致した傾向であり、自署レベルの識字能力の範囲でも男女間に大きな格差があったことがわかる。明治10年の段階で、自己の姓名を記し得ない者が六割に達しており、公文書等の読み書きが可能であった者はさらに少なかったと思われる。表2からは、女子における学校教育の効果もみてとることができる。自署率は順調に上昇しており、明治26年には、自署できない者は33%にまで減少しているのである。

#### 4. 『滋賀県学事年報』における自署率統計

『文部省年報』に掲載される自署率からは、滋賀県(一部福井県地域を含む)全体の状況を知ることができるものの、県内の地域的な分布状況を知ることができない。前述した伊香郡役所文書のような資料があれば、村単位での自署率を知ることができるが、現時点では、伊香郡役所文書を除いてこのような資料を発見しえていない。しかし、郡単位での自署率を知り得る資料が存在している。『滋賀県学事年報』である。この『滋賀県学事年報』をはじめとする滋賀県教育史資料については、木全清博の諸研究があり、本稿も木全の諸研究に依拠するところが少なくない<sup>30</sup>。

『滋賀県学事年報』のうち、国別・中学区別・郡別の自署率統計を掲載しているのが、第5年報(明治10年分)から第7年報(明治12年分)までのものである<sup>31</sup>。これらにより、『文部省年報』では知りえない、滋賀県内の自署率の地域的な分布状況を知ることができるのである。

自署率調査結果の掲載様式は、第5年報と第6年報は同一である。まず「甲号 滋賀県学事統計表」において、「近江国」、「若狭国」、「越前国敦賀郡」と国ごとに、「人口」「学齢人員」などの学事統計の一環として、その末尾に、「自己ノ姓名ヲ自記シ得ルモノ」「自己ノ姓名ヲ自記シ得サルモノ」の欄が掲載されている。その後、第一番中学区から第五番中学区までの各学区別に、同様の統計が掲載されており、さらに各学区を構成する郡ごとの集計が掲載されている。学区制が廃止された第7年報においては、中学区ごとの集計はなく、国別と郡単位の集計のみが掲載されている。第8年報(明治13年分)以後においては、「甲号 滋賀県官内学事統計表」に「自己姓名」の統計を欠き、本文中に「自己ノ姓名ヲ記シ得ルモノト得サル者トノ区別」の項をおこし、県全体の統計を掲載している。国別、郡別などの区分けはない。この第8年報まで、滋賀県には現在の福井県の一部が含まれていた。『滋賀県学事年報』ではこの区別を欠いているが、『文部省年報』第11年報(一冊)に一括掲載されている自署率調査結果には、福井県分を除外したものが掲載されている。したがって、『滋賀県学事年報』には掲載されていないが、旧国別のデータがあり、それを文部省に報告していたものと思われる。

以上のように、『滋賀県学事年報』から旧国別および郡別の自署率を知ることができるのは、第5号～第7号までの号にかぎられる。しかし、明治初年における郡別の自署率を知ることができるきわめて貴重な資料であるということが出来る。

表5は、旧国別に示した自署率調査の結果(実数)である。第7年報(明治12年)の男子(自記可)は、各郡の合計と総計欄の数値が合致しないので、総計を修正してある。表6は、それにもとづいて算出した自署率である。表6からわかるように、女子では国ごとに大きな違いはみられないものの、

表5 『滋賀県学事年報』における滋賀県国別自署率調査結果

| 国名   | 区別   | 性別 | 明治10   | 明治11   | 明治12   |
|------|------|----|--------|--------|--------|
|      |      |    | 1877年  | 1878年  | 1879年  |
| 近江   | 自記可  | 男  | 226471 | 230540 | 233609 |
|      |      | 女  | 100927 | 111484 | 126687 |
|      |      | 男女 | 327398 | 342024 | 360296 |
|      | 自記不可 | 男  | 27326  | 28531  | 31586  |
|      |      | 女  | 155778 | 145449 | 132274 |
|      |      | 男女 | 183104 | 173980 | 163860 |
| 若狭   | 自記可  | 男  | 25969  | 26930  | 32064  |
|      |      | 女  | 10181  | 11220  | 14095  |
|      |      | 男女 | 36150  | 38150  | 46159  |
|      | 自記不可 | 男  | 5542   | 6134   | 6407   |
|      |      | 女  | 19805  | 20095  | 25003  |
|      |      | 男女 | 25347  | 26229  | 31410  |
| 越前敦賀 | 自記可  | 男  | 8353   | 10072  | 10788  |
|      |      | 女  | 5057   | 5306   | 5565   |
|      |      | 男女 | 13410  | 15378  | 16353  |
|      | 自記不可 | 男  | 4205   | 1860   | 1635   |
|      |      | 女  | 7940   | 6640   | 6900   |
|      |      | 男女 | 12145  | 8500   | 8535   |
| 全体   | 自記可  | 男  | 260793 | 267542 | 276461 |
|      |      | 女  | 116165 | 128010 | 146347 |
|      |      | 男女 | 376958 | 395552 | 422808 |
|      | 自記不可 | 男  | 37073  | 36525  | 39628  |
|      |      | 女  | 183523 | 172184 | 164177 |
|      |      | 男女 | 220596 | 208709 | 203805 |

『滋賀県学事年報』第5年報～第7年報により作成。

明治12年「全体」「自記可」「男」の総計は修正値。

表6 『滋賀県学事年報』における国別自署率

| 国名   | 区別 | 明治10   | 明治11   | 明治12   |
|------|----|--------|--------|--------|
|      |    | 1877年  | 1878年  | 1879年  |
| 近江   | 男  | 89.23% | 88.99% | 88.09% |
|      | 女  | 39.32% | 43.39% | 48.92% |
|      | 男女 | 64.13% | 66.28% | 68.74% |
| 若狭   | 男  | 82.41% | 81.45% | 83.35% |
|      | 女  | 33.95% | 35.83% | 36.05% |
|      | 男女 | 58.78% | 59.26% | 59.51% |
| 越前敦賀 | 男  | 66.52% | 84.41% | 86.84% |
|      | 女  | 38.91% | 44.42% | 44.65% |
|      | 男女 | 52.48% | 64.40% | 65.71% |
| 全体   | 男  | 87.55% | 87.99% | 87.46% |
|      | 女  | 38.76% | 42.64% | 47.13% |
|      | 男女 | 63.08% | 65.46% | 67.48% |

『滋賀県学事年報』第5年報～第7年報により作成。

明治12年「全体」「自記可」「男」の総計は修正値

男子では近江に比して若狭および越前敦賀は自署率が低い傾向にある。とくに、明治10年では、越前敦賀がかなり低い。しかし翌年以降は、越前敦賀においても急激に自署率が向上している。

表7～表9は、郡別に示した自署率である。煩雑になるので実数は省略し、年次別に自署率のみ示してある。明治10年と明治11年のうち、大飯郡・遠敷郡・三方郡の三郡は若狭国であり、敦賀郡は越前国である。これらから、まず男子についてみると、近江国に属する各郡においては、大きな差異はみあたらず、おおむね90%前後であったことがわかる。これに対して、大飯郡は三年間を通して80%に到達しないで推移している。敦賀郡は、先にも述べたように、明治10年の段階では低めであったが、翌年以後は急伸して80%を超えるようになる。これとは逆に、三方郡では、明治10年段階では95%を超えており、各郡のなかでもっとも高い自署率であったが、翌年以後停滞して、明治12年には大飯郡に次いで低い自署率となってしまった。残念ながら、以上の変動の理由については、現時点ではあきらかにすることができない。しかしながら、男子においては自署率は概ね高く、地域間における極端に大きな差異はなかったといえる。

以上に対して、女子の場合は、郡単位でみると地域的な差異がかなり大きいことがわかる。とくにこの傾向は明治10年において顕著である。この年の女子の自署率は三方郡の11.11%から犬上郡の64.43%までの範囲に分布しており、郡による格差が大きい。自己の姓名を自記しえる者が10%にとどまっているという状況では、地域のなかに、公私の文書を不都合なく読み書きしえる女子の人口はきわめて少なかったものと考えざるを得ないだろう。

表7 明治10年滋賀県郡別自署率

|        |     | 男      | 女      | 男女     |
|--------|-----|--------|--------|--------|
| 第一番中学区 | 高嶋郡 | 89.52% | 37.78% | 63.52% |
|        | 滋賀郡 | 82.33% | 59.08% | 70.62% |
|        | 栗太郡 | 92.81% | 37.96% | 66.39% |
| 第二番中学区 | 甲賀郡 | 88.56% | 34.62% | 62.38% |
|        | 野洲郡 | 90.56% | 18.85% | 53.71% |
|        | 蒲生郡 | 90.02% | 41.02% | 64.88% |
| 第三番中学区 | 神崎郡 | 90.98% | 42.56% | 66.40% |
|        | 愛知郡 | 89.42% | 33.50% | 60.62% |
|        | 犬上郡 | 90.88% | 64.43% | 77.60% |
| 第四番中学区 | 阪田郡 | 88.66% | 29.86% | 59.09% |
|        | 浅井郡 | 92.22% | 18.31% | 54.69% |
|        | 伊香郡 | 86.45% | 14.27% | 50.61% |
| 第五番中学区 | 大飯郡 | 71.66% | 28.00% | 50.58% |
|        | 遠敷郡 | 79.87% | 50.97% | 65.57% |
|        | 三方郡 | 95.45% | 11.11% | 54.98% |
|        | 敦賀郡 | 66.52% | 38.96% | 52.49% |
|        | 総計  | 87.55% | 38.76% | 63.08% |

『滋賀県学事年報』第5年報により作成

表8 明治11年滋賀県郡別自署率

|        |     | 男      | 女      | 男女     |
|--------|-----|--------|--------|--------|
| 第一番中学区 | 高嶋郡 | 91.14% | 43.27% | 66.96% |
|        | 滋賀郡 | 82.82% | 62.89% | 72.79% |
|        | 栗太郡 | 91.81% | 45.97% | 69.84% |
| 第二番中学区 | 甲賀郡 | 82.80% | 30.52% | 57.89% |
|        | 野洲郡 | 85.15% | 26.81% | 55.99% |
|        | 蒲生郡 | 92.40% | 44.08% | 68.23% |
| 第三番中学区 | 神崎郡 | 90.60% | 54.51% | 72.70% |
|        | 愛知郡 | 88.86% | 39.12% | 63.82% |
|        | 犬上郡 | 92.13% | 66.72% | 79.26% |
| 第四番中学区 | 坂田郡 | 91.94% | 33.68% | 62.37% |
|        | 浅井郡 | 88.04% | 22.42% | 54.99% |
|        | 伊香郡 | 88.26% | 20.97% | 56.16% |
| 第五番中学区 | 大飯郡 | 73.00% | 17.61% | 45.60% |
|        | 遠敷郡 | 80.03% | 53.80% | 67.15% |
|        | 三方郡 | 90.25% | 22.76% | 58.37% |
|        | 敦賀郡 | 84.41% | 44.42% | 64.40% |
|        | 総計  | 87.99% | 42.64% | 65.46% |

『滋賀県学事年報』第6年報により作成

表9 明治12年滋賀県郡別自署率

|              | 男      | 女      | 男女     |
|--------------|--------|--------|--------|
| 高嶋郡          | 87.65% | 45.37% | 66.57% |
| 滋賀郡          | 82.36% | 63.50% | 72.82% |
| 栗太郡          | 93.41% | 50.97% | 72.54% |
| 野洲郡          | 83.19% | 37.73% | 60.77% |
| 甲賀郡          | 85.26% | 40.74% | 63.93% |
| 蒲生郡          | 86.96% | 46.83% | 66.41% |
| 神崎郡          | 89.86% | 54.02% | 72.10% |
| 愛知郡          | 90.87% | 46.51% | 68.46% |
| 犬上郡          | 93.72% | 70.55% | 82.06% |
| 坂田郡          | 88.87% | 49.69% | 71.77% |
| 東浅井郡         | 87.00% | 29.55% | 57.23% |
| 西浅井郡・<br>伊香郡 | 89.65% | 25.22% | 58.32% |
| 大飯郡          | 78.19% | 31.70% | 55.01% |
| 遠敷郡          | 87.13% | 42.31% | 64.67% |
| 三方郡          | 78.54% | 24.21% | 50.41% |
| 敦賀郡          | 86.84% | 44.65% | 65.71% |
| 県全体          | 87.46% | 47.13% | 67.48% |

『滋賀県学事年報』第7年報により作成

「県全体」男は修正値を使用。

男子の自署率に対する女子の自署率の低さも顕著であるといえる。この地域の男子の自署率は、全国的にみてもきわめて高いものであったと考えられる。このような地域においても、明治10年の女子の自署率は四割にも満たなかったのである。明治12年までにかかなり上昇するが、それでも自己の姓名を自記しえる者は半数にも達しなかったのであり、男女の間に大きな格差があったことが確認される。

## 5. 自署率と識字

『滋賀県学事年報』によって国別・郡別の自署率について検討してきたが、どの郡においても男子自署率がきわめて高いことには驚かされるものがある。ただし注意を要するのは、このような自署率の状況は当時の日本において平均的なものであったとはいえないということである。それは『文部省年報』に掲載されている他県の自署率調査から明らかである。たとえば明治17年の鹿児島県の自署率は、男子33.43%、女子4.00%であった。明治20年の岡山県では、男子65.64%、女子42.05%である<sup>32</sup>。また、明治7年における和歌山県の一部地域における自署率調査の結果は、男子44.33%、女子3.98%であった<sup>33</sup>。同じように明治12年の山口県玖珂郡においては、男子55.01%、女子16.51%である。和歌山県と玖珂郡の事例は、6歳以上の住民ではなく、年齢制限のない全住民が対象であった。したがって、滋賀県とは調査対象が異なるが、それでも、滋賀県とは状況が大きく異なるものであったことがわかる。当時の日本の識字状況は、自署率調査の範囲でさえも、きわめて多様な状況であったと考えるべきであろう。

冒頭でも述べたように、自署率というものがなにを示しているのかは必ずしも明らかではない。自己の姓名を自記し得たとしても、不自由なく読み書きができるとはかぎらない。口語と著しく異なる書記言語を使用していた当時の公私の文書の在り方を考えれば、むしろ自署と実際に使用可能な識字力との間には大きな懸隔が存在したと考える方が妥当であろう。したがって、滋賀県男子の自署率が明治初期に90%であったとしても、識字率が90%であったなどとは到底いえないのである。

自署率と実際の識字能力との関係を考えるうえで、和歌山県の事例は興味深いものである<sup>34</sup>。前述のように、和歌山県の事例では、姓名自記だけでなく文通が可能かどうかについても調査をおこなっている。それによれば、調査対象地域の男子住民のうち、文通が可能であったのは10.20%にすぎなかった。自署率の44.33%とは大きな差がある。また、文通可能な男子人口比率は、多くの村で5%から15%の範囲にあった。一般に日本は近世期から識字率の高い社会であるとみなされているが、少なくともこの地域では、文通可能な男子がこの程度の比率で存在していれば、行政や生業をはじめとする社会生活が十分に維持できたということを示している。

滋賀県においては、このような調査はみあたらないので、残念ながら和歌山県のような検討はできない。この点で、馬場義弘が紹介している「功程事類編冊」は、滋賀県における当時の識字力についての観察を記しており興味深いものがある。馬場によれば、これは滋賀県庁に所蔵される文書であり、滋賀県学務課の職員により県令宛復命書の綴りである<sup>35</sup>。このうち、「明治十年 功程事類編冊 学務課」には、一等属奥田栄世が滋賀県令籠手田安定にあてた「管内学校民情視察の景況概

略」がある。このなかで、教育に関する民情として、次のような報告がされている。「唯彼等自家担保ノ情ニ於テ未タ充分緊切ナル關係ヲ有スルニ至ラサルハ稍故アルナリ、何トナレハ彼等ハ從來不学一丁字ヲ記セサルモ能ク今日ノ生計ヲナシ得テ營生上意外ノ損失ヲ来スニ非ス、教育ノ有無ニ由テ利害ノ分ル、処判然タラサルヲ以テナリ」<sup>36</sup>。文字をまったく記さなくても、日々の生計を為しえるものであったと記されている。

同様の観察は、「明治十三年 功程事類編冊 学務課」にも記されている。神崎郡において公立小学校の実況を巡視した主任九等属生熊義比は、次のように記している。「東部ナルモノハ則山間僻陬ノ地ニシテ常ニ樵獵ヲ業トシ西部即湖ニ浜シタル一部ハ農或ハ漁夫ノ属ニシテ此両部ハ人情稍々同一ニシテ概ネ卑屈ニ安ンシ進取ノ気力ニ乏シキカ故ニ其子弟ヲ教育シテ人智ヲ開発スルノ要点ニ着目セサルハ実ニ遺憾ニ堪ヘサルナリ、転シテ其中部即五個ノ庄ノ如キニ至テハ豪商相比隣シテ人民甚伶俐ナレトモ多クハ他国ニ行商スルヲ以テ文字アルモノ亦少ナリ」<sup>37</sup>。近江商人を輩出した五個庄については、甚だ伶俐としつつも、文字の読み書きをできるものは少ないと記している。

馬場も指摘するように、このような調査報告書においては、報告者によるバイアスもかなり強いものと思われる<sup>38</sup>。報告者には、近代化を推進する立場にあった者として、現状をことさらに遅れたものとしてとらえようとする傾向もあったと思われる。また近世以来の、民衆を無知なものともみなす愚民観もあったかもしれない。この学務課の調査者は、北庄村にあった著名な寺子屋である時習齋塾のことなどは知らなかったのであろう。この地域では、時習齋塾による文字教育が相当に普及していたことが明らかにされているのである<sup>39</sup>。以上のような報告者のバイアスを考慮する必要がある。

しかしそうはいつでも、これらがまったく実情を反映していなかったとも考えにくい。多くの住民が実生活において文字を使用しなかったような状況は、男子自署率が90%に接近していた滋賀県においても存在したと考えるべきであろう。

他方で、これほど多数の人が、少なくとも姓名を記すことができるということは、大黒俊二のいう「限界リテラシー」の可能性も大きく広がっていたものと思われる<sup>40</sup>。「限界リテラシー」とは、「かろうじて書くことができる程度のリテラシー、書けなくはないが正規の書字規範にしたがった書き方ではないリテラシー」と大黒が定義する最も初歩的なリテラシーのことである<sup>41</sup>。特殊な文体で書かれる公文書の作成ができなくとも、平仮名主体の文書や書物ならば十分に読むことができ、また口語的な平易な文章であればある程度書けるような人々も多数存在していたであろう。

リテラシーの歴史研究においては、リテラシーの有する多様な側面を捨象してしまわないようにすることが重要である。本稿も、リテラシーのひとつの側面に着目してみたものにすぎない。より多面的な側面から、近代日本のリテラシーをとらえていくことが必要であろう。

## おわりに

本稿においては、日本におけるリテラシーの歴史を解明する一環として、滋賀県の自署率調査の過程およびその結果について示してみた。学事年報の取り調べにおいて、滋賀県が継続的に自署率

調査の実施を令達していたことが確認された。また『滋賀県学事年報』により、国別・郡別の自署率を明らかにすることができた。村における調査結果が残されている地域も存在することもわかった。しかし、各村で実際にどのような調査がおこなわれたのかについては、依然として十分に明らかにすることはできなかった。今後の課題としたい。

## 【註】

- 1 たとえば次のようなものがある。土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』（講談社、1962年）、ハーバード・バッシン『日本近代化と教育』（國弘正雄訳 サイマル出版会、1969年）、八嶽友広「一九世紀末日本における識字率調査」（『新潟大学教育学部紀要 人文・社会科学編』第三二巻第一号、1990年）、清川郁子「リテラシーの普及と『杜丁教育調査』」（『近代日本社会調査史（Ⅱ）』慶応通信、1991年）、八嶽友広「近世社会と識字」（『教育学研究』70巻4号、2003年）、*Popular Literacy in Early Modern Japan*, Richard Rubinger, University of Hawaii Press, 2007（リチャード・ルビンジャー『日本人のリテラシー：1600-1900年』川村肇訳、柏書房、2008年）
- 2 山口県玖珂郡の調査については、前掲、八嶽友広「近世社会と識字」のほか、八嶽友広「明治期日本における識字と学校」（松塚俊三・八嶽友広編『識字と読書－リテラシーの比較社会史－』昭和堂、2010年）、和歌山県における調査については、川村肇「明治初年の識字状況－和歌山県の事例を中心として－」（大戸安弘・八嶽友広編『識字と学びの社会史－日本におけるリテラシーの諸相－』（思文閣出版、2014年）などがある。
- 3 川村の研究にもとづいて、姓名自記と文通の関係について検討したものと、八嶽友広「明治期日本におけるリテラシーの多層性」（『民衆史研究』88号、2014年）がある。
- 4 滋賀県庁文書。なお、同資料は、『府県史料教育 第十四巻 滋賀県』（ゆまに書房、1986年）にも掲載されている。
- 5 滋賀県庁文書。本資料も『府県史料教育 第十四巻 滋賀県』に掲載されている。
- 6 滋賀県庁文書。
- 7 滋賀県庁文書。
- 8 滋賀県庁文書。
- 9 田中知邦編『現行滋賀県布令類纂』（博聞本社印刷、1891年）（近代デジタルライブラリー）
- 10 原田義圓編『滋賀県現行教育法規 下編』（開春堂、1891年）（近代デジタルライブラリー）
- 11 福島耕『現行滋賀県令達全書』（福島刷工場印刷、1897年）（近代デジタルライブラリー）
- 12 『文部省年報』第8年報（一冊）9頁。
- 13 『文部省年報』第11年報（一冊）10頁。
- 14 『文部省年報』第8年報（一冊）9頁。
- 15 『文部省年報』第12年報（一冊）17頁。
- 16 山東町史編さん委員会編『山東町史 本編』（山東町、1991年）
- 17 同前、970頁。
- 18 愛知川町史編集委員会編『近江 愛知川町の歴史 第二巻 近世・近現代編』（愛荘町、2010年）504頁。
- 19 同前。
- 20 草津市史編さん委員会編『草津市史 第六巻』（草津市役所、1991年）424頁。
- 21 草津市史編さん委員会編『草津市史 第三巻』（草津市役所、1986年）202頁。

- 22 同資料を用いて伊香郡の自署率について検討したのとして、八鍬友広「滋賀県伊香郡における1898年の識字率」(『新潟大学教育学部紀要 人文・社会科学編』第34巻第1号, 1992年)がある。なお、江北図書館所蔵伊香郡役所文書は、現在、滋賀大学「士魂商才館」に移管されているという。筆者は、江北図書館に所蔵されている時期に、同資料の調査をおこなったものである。
- 23 同前。
- 24 注(1)を参照のこと。
- 25 『文部省年報』第9年報(一冊)17頁。
- 26 『滋賀県史 第四巻』(滋賀県史編纂会, 1928年)(名著出版, 1971年翻刻)5-6,78頁。
- 27 『文部省年報』第11年報(一冊)10-11頁。
- 28 厳密には、明治10年の自署可能女性の数が『文部省年報』と『滋賀県学事年報』とで1異なる。『滋賀県学事年報』における明治10年の「日記可」「女」は「100917」とも読めるが、総計と矛盾するため「100927」と判断した。
- 29 前掲、八鍬友広「一九世紀末日本における識字率調査」では、『文部省年報』第11年報(一冊)に掲載される過年度データが使用されているため、福井県分を含まない自署率の推移を示したものとなっている。なお、前掲、八鍬友広「明治期日本におけるリテラシーの多層性」においては、「滋賀県」と「若狭地区」とに分けて自署率を掲載しているが、この「若狭地区」のなかには、若狭三郡のほか敦賀郡が含まれている。
- 30 木全清博『滋賀県教育史資料目録』(1-10)(滋賀大学教育学部社会科教育研究室, 1992年-2000年)のほか、同「明治期の滋賀県下小学校の統計的研究」(『滋賀大学教育学部紀要 教育科学』No.46 1996年)、同「滋賀県における明治初期の教育史資料(1)-布達書目録・学事年報・巡視功程-」(『滋賀大学教育研究所紀要』第25号, 1991年)などをはじめとする多数の論稿がある。
- 31 明治初期の『滋賀県学事年報』は、木全清博が江頭町所蔵の至誠学校資料のなかに見いだし、その複製が滋賀大学附属図書館教育学部分館に所蔵されている。以上については、前掲、木全清博『滋賀県教育史資料目録』(1)、および、同「滋賀県における明治初期の教育史資料(1)-布達書目録・学事年報・巡視功程-」にくわしい。年報の名称は、『第三大学区 滋賀県 第五年報』、『第三大学区 滋賀県 第六年報』、『滋賀県第六年報』、『滋賀県第七年報』、『滋賀県学事第八年報』などのように変遷するが、本稿では、これらを総称して『滋賀県学事年報』と呼び、号数を示す場合には、単に「第5年報」などのように表記することとする。なお以上のうち、第5年報は、現在、近代デジタルライブラリーにおいても公開されている。また、第6年報は、国立国会図書館にも所蔵がある。本稿においては、近代デジタルライブラリーおよび国立国会図書館所蔵のもののほか、滋賀大学附属図書館教育学部分館所蔵の複製本を用いた。
- 32 明治期の自署率調査については、注(1)の諸研究を参照のこと。
- 33 和歌山県の事例については、前掲、川村肇「明治初年の識字状況 - 和歌山県の事例を中心として -」, および八鍬友広「明治期日本におけるリテラシーの多層性」を参照のこと。
- 34 同前。
- 35 馬場義弘・田中大登「滋賀県所蔵『明治十四年 功程事類編冊 学務課』」(『滋賀大学教育学部紀要 人文科学・社会科学』No.61 2011年)54頁。
- 36 馬場義弘「滋賀県所蔵『明治十年 功程事類編冊 学務課』」(『滋賀大学教育学部紀要 人文科学・社会科学』No.62 2012年)87頁。
- 37 馬場義弘・久保田玄也・野澤優「滋賀県所蔵『明治十三年 功程事類編冊 学務課』」(『滋賀大学教育学部紀要 人文科学・社会科学』No.60 2010年)35頁。



- 38 同前, 40頁。
- 39 時習斎塾については, 柴田純「近世中後期近江国在村一寺子屋の動向」(『日本社会の史的構造 近世・近代』思文閣出版, 1995年)を参照のこと。
- 40 限界リテラシーについては, 大黒俊二「文字のかなたに声を聴くー声からの／声に向けての史料論ー」(歴史学研究会『歴史学研究』増刊号 No.924 2014年)を参照のこと。
- 41 同前, 2頁。

# A Historical Research on the Investigations into the Literacy Rates of Shiga Prefecture in Meiji Era

Tomohiro YAKUWA

(Professor, Graduate School of Education, Tohoku University)

The aim of this paper is revealing the process and the results of the investigations into the literacy rates (percentage of population above six years who could write their own names) of Shiga Prefecture in Meiji Era. These investigations are remarkably important for the historical research on the literacy rates in modern Japan. It is usual to use marriage signatures for the historical studies on the literacy rates in European countries and the United States. However there are no such historical documents in Japan. That's why these investigations are important for the study on the history of literacy in Japan.

This paper is focusing on the investigations of Shiga prefecture, because these investigations were carried out for a long time. It began on 1877 and continued at least until 1898. Shiga prefecture investigated how many people above six years old were able to write their names every year. Shiga prefecture submitted the results of these investigations to Ministry of Education for the Annual Reports of Education which were published every year. The Annual Reports of Education only provide the literacy rates of whole Shiga prefecture. It is not possible to know the details of breakdowns in Shiga prefecture through the Annual Reports of Education published by the Ministry of Education.

There were the Annual Reports of Education of Shiga Prefecture which were the local reports of education published by Shiga Prefecture. Thorough these reports this paper reveals the results of the investigations on the literacy rates of every county from 1877 to 1879. The male literacy rate was considerably high (87.55%) even in 1877. The male literacy rate of every county was distributed from 66.52% to 95.45% in 1877. On the other hand, the female literacy rate was still low (38.76%) in 1877, but it rose to 47.13% in 1879. The female literacy rate of every county was distributed from 11.11% to 64.43% in 1877. According to these reports, the male literacy rate (as a possibility of signature) was almost saturated in Shiga prefecture. There was a big difference between male and female, but the modern school system was gradually raising the female literacy rates.

Key words : literacy, Shiga prefecture, education in Meiji Japan